

創造・参加・実践
No.612

最新のJR西労組運動をチェックしよう!

JR西労組ホームページ

http://www.jrw-union.gr.jp

QRコードでダイレクトニュースを登録して下さい



労働協約改訂交渉や春闘等のJR西労組運動の情報を文字ニュースとして配信します。

※wjru.comをドメイン指定して下さい。



西日本旅客鉄道労働組合

〒530-0012 大阪市北区芝田2丁目1番18号

西 阪 急 ビ ル 9 階

TEL06-6375-9869代 JR071-7155代

(FAX)06-6373-4133 JR071-7151

発行責任者 荻山 市朗

編集責任者 宮野 勇馬

【要求項目】

1.働き方改革関連法への対応について

2018年6月29日に国会で成立した「働き方改革関連法」への対応について、下記の項目に対する会社の考え方を明らかにされたい。

- (1)時間外労働の上限規制の導入
- (2)一定日数の年次有給休暇の確実な取得(年5日の年次有給休暇の取得義務)
- (3)フレックスタイム制の見直し(清算期間の上限を1ヶ月から3ヶ月に延長)
- (4)勤務間インターバル制度の普及促進

2.昇進・賃金制度及び職制の見直しについて

2000年4月に現在の昇進・賃金制度が確立され、18年が経過し、社員の年齢構成や社会環境も大きく変化しており、技術継承や働き甲斐をさらに高めるためには昇進・賃金制度や職制の見直しを検討する必要があると考えるが、会社の見解を明らかにされたい。

3.社員の健康づくりに関する項目(5項目)

- (1)特定保健指導を受講する際は労働時間とされたい。
- (2)「人間ドック受診費用の一部補助」及び「人間ドック利用補助」の対象年齢を35歳以上から30歳に引き下げ、会社負担とされたい。
- (3)受診箇所を問わず、人間ドックを受診する事により定期健康診断を免除されたい。
- (4)社員又はその家族が人間ドックを大阪鉄道病院、JR広島病院で受診する場合に限り、代用証の交付や割引制度、レインボーオペレーションの対象とされたい。
- (5)インフルエンザ予防接種補助を配偶者、子供まで拡大されたい。

4.働き方改革、働きがいの向上に関する項目(7項目)

- (1)働き方改革を推進するためにも、1日平均労働時間を短縮されたい。
- (2)過重労働抑制に向け時間外労働などを含む1日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間(11時間以上)の間隔(インターバル)を確保されたい。
- (3)フレックス勤務制度
 - ①適用箇所を拡大されたい。
 - ②清算期間を1箇月から3箇月とされたい。
 - ③半日単位で年休を使用できるようにされたい。
- (4)テレワーク制度を検証し、導入箇所を拡大するとともに時間単位で使用できるようにされたい。
- (5)勤続15年表彰を充実させるとともに、勤続35年表彰を新設されたい。

5.育児・介護等の様々な制約を受ける社員に関する項目(11項目)

- (1)育児・介護等共通
 - ①短時間勤務制度については、対象を「満10才に達しない子」と改めるとともに、介護する場合にも適用されたい。併せて短時間勤務適用者がいる職場については、勤務対応者減少に対する対応措置を講じられたい。
- (2)育児関連
 - ①育児における「深夜業務の制限措置」と「時間外労働等の制限措置」は、中学校就学前までとされたい。加えて、育児休職(小学校)の適用条件を緩和されたい。
 - ②短日数勤務制度において適用条件を緩和するとともに、指定日数「1ヶ月に8日」を適用できる職種を拡大されたい。
 - ③育児休職を同一の子に対して、分割して取得できるようにされたい。
- (3)私傷病等関連
 - ①治療を続けながら働き続けられるように、短日数・短時間勤務制度の対象に私傷病の場合を追加されたい。
 - ②病気休職期間ならびに私傷病休暇の継続日数を延長されたい。また、病気休職復職後における私傷病欠勤は、前後の休職期間を通算しないものとされたい。
 - ③契約社員から社員に登用された場合の病気休職の勤続年数の計算については、契約社員から通算されたい。
 - ④年次有給休暇の付与に関する労働協約150条2項の取り扱いは、出勤率を5割以上と5割未満の区分とし、それぞれ付与日数を増とされたい。

⑤育児等を理由とする復職支援制度の登録対象者に「私傷病を事由に退職した社員」を追加されたい。

- (4)保存休暇
 - ①保存休暇を取得する際の「当該年度発給分の3分の1をすでに取得している」を緩和するとともに、私傷病、子の育児、介護、人間ドックについては3分の1条件を撤廃されたい。

(5)休暇
 ①無給休暇に不妊治療を追加されたい。

6.人事、労働時間、休日、休暇等に関する項目(8項目)

- (1)事前通知は14日前とされたい。とりわけ転居を伴う場合はスムーズに移動ができるような環境整備をされたい。
- (2)年末年始の日に12月30日を追加されたい。
- (3)厚生労働省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に則って、身だしなみなどの準備時間を労働時間とされたい。
- (4)年休に係る手続きを適正化するとともに、年休が完全に消化できる環境を整備されたい。
- (5)半日単位の年休の「各年度10回以内」の限度を撤廃されたい。
- (6)忌引休暇について、姻族(父母)を親族と同日数とされたい。加えて、起算日は勤務終了後に知った場合は翌日からとされたい。
- (7)退職手当の勤続期間の計算で公職休職期間を在職期間とされたい。
- (8)昇職試験の受験資格に「勤務成績が優秀であり簡所長の推薦を受けた者」とあるが、「勤務成績が優秀であり」を削除し、所属長の推薦に変更されたい。

7.災害時の対応に関する項目(2項目)

- (1)風水震災等の不可抗力の災害により家屋に損壊を受けた場合(り災)を保存休暇の使用目的に追加するとともに、使用制限の年休取得条件を除外されたい。
- (2)災害復旧を目的に転勤及び本務の勤務箇所エリアを離れ在勤指定をされた場合でもエリア手当・別居手当等で不利益の無いように取り扱われたい。

8.乗務員職場に関する項目(4項目)

- (1)乗務員等勤務制度の見直しに対する見解を示されたい。
- (2)育児・介護等の時間制約のある社員同士やシニア社員等が業務分担(ワークシェア)できる行路等を確立されたい。
- (3)乗務員勤務制度関連
 - ①休息時間の確保の観点から先行地の時間は、着点呼から発点呼まで「概ね6時間を標準」とされたい。
 - ②在宅休養時間について、特休、年休を公休に準じた制限の取扱いに変更されたい。

9.医療職場に関する項目(1項目)

- (1)健康増進センターにおいて、看護職の管理監督層を新設されたい。

10.通勤・乗車証・購入券等に関する項目(2項目)

- (1)職務乗車証にICOCA機能(現金チャージ)を付加されたい。また、購入券を社員証、家族証明書と一体化したICカードとされたい。
- (2)C5級から職務乗車証を自社線とされたい。

11.シニア・シニアリーダー社員に関する項目(1項目)

- (1)シニア社員の職務乗車証を自社線とされたい。

12.契約社員に関する項目(3項目)

- (1)契約社員からの社員採用試験については、受験可能年数を全員2年とされたい。
- (2)年休、社宅・寮利用については、社員と同様の扱いとされたい。加えて、有給休暇に、正社員と同様「結婚する場合」、「養生休暇」を追加されたい。
- (3)勤続表彰制度を社員と同等にされたい。

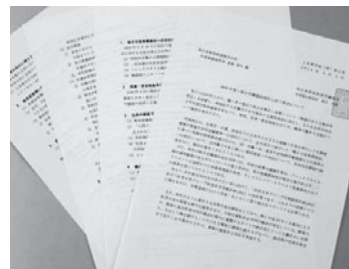
13.専門社員に関する項目(1項目)

- (1)専門社員の雇用契約期間を短縮されたい。

14.その他制度等に関する項目(1項目)

- (1)京都鉄道博物館の社員割引制度を導入されたい。

2018 労働協約改訂交渉 要求書提出



私たちはかねてから、働く者の視点で提言を策定し実現していく「職場のあり方提言委員会」を設置し、深刻化する労働力不足や逼迫する要員需給に対応し、さらなる安全性向

上や円滑な技術継承を図るべく、雇用・昇進・賃金制度をはじめ、職場の働き方全般について検討を進めてきた。具体的には、①育児・介護、病気などの人生のさまざまな課題と仕事を両立する職場環境の整備や女性の活躍推進への対応につい

て、②今国会で成立した「働き方改革関連法」に基づく均衡待遇の実現に向けた、同一労働・同一賃金や長時間労働規制などの法改正への対応について、③労働力不足と厳しい要員需給への対応について、具体的な課題の抽出を行い、検討を進めてきた。

中央本部は、各地本・総支部・部会・青年女性委員会から集約された「2018年度労働協約改訂に伴う要求」448項目について、8月1日の拡大業務部長会議で議論のうえ、48項目に集約し、8月2日、会社に提出した。申し入れでは、働き方改革関連法への対応、昇進・賃金制度の見直し、働き方や育児・介護、休日・休暇、福利厚生制度の充実、また、今年度発生した大阪北部地震、西日本豪雨等の災害時の対応に関する項目等、多岐にわたる制度の改善を求めた。

拡大業務部長会議を開催し 448項目に及ぶ要求を48項目に集約

また、昨年の総合労働協約改訂交渉では、労使の真摯な議論を重ね、フレックスタイム制の適用範囲拡大やテレワークの第2次試行、短日数勤務制度の指定日数

拡大、ハラスメント行為防止のための就業規則変更、そしてジェイアールウエスト倶楽部加入などの改善を図ってきた。加えて、本年度は203

0年の在りたい姿に向けて、「JR西日本グループ中期経営計画2022」及び「JR西日本グループ鉄道安全考動計画2022」の初年度であり、これまでの成果に

さらに磨きをかけ、目標達成に向けて労使一丸となって取り組みをスタートする必要がある。また、毎年のように発生する自然災害は激甚化しており、特に平成30年7月豪雨によりJR西日本の路線も相当な被害を受け、大幅な運転休止や代行輸送が発生している。酷暑の中、懸命に復旧作業や代行輸送の案内に奮闘するすべての組合員にとっても働きがいを持ち、安心して働き続けることのできる職場と環境を創り上げるべく、組合員の切実な要求を提出した。



448項目に及ぶ要求を48項目に集約



要求書を力強く手渡した

中央本部はこれら組合員の切実な要求の実現を勝ち取るために、今後の交渉に全力で臨む決意である。全組合員による注目と支援を要請する。